

FUYO LEASE

第57期
定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 東京都千代田区麹町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階
「ベルサール半蔵門」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 監査役の報酬額改定の件



本招集通知は、PC・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/8424/?qr2>



株主の皆様へ

社会課題の解決と
持続的な成長を
目指して

代表取締役社長

織田 寛明



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2022年度からスタートした5か年の中期経営計画「Fuyo Shared Value 2026」も4年目を終え、当社グループを取り巻く経営環境が一段と大きく変化するなかでも、各戦略は着実に進展しております。

ビジネス戦略においては、成長ドライバーに位置付ける各事業領域でビジネス基盤の拡充を図るとともに、モビリティ/ロジスティクスや不動産などの領域において資本提携等も活用しながら機能強化を進め、新たな価値創造に取り組んでおります。

一方で、海外の再生可能エネルギー分野においては一部案件で損失を計上し、期中に通期連結業績予想を下方修正いたしました。当社としては、この事態を真摯に受け止め、リスク管理態勢の高度化に向けた体制整備を進め、専門組織を新設し、2026年4月1日より新体制を始動させております。

2026年3月期の連結業績は、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の各利益項目において、修正後の業績予想を達成いたしました。

引き続き、社会課題の解決を通じて企業の持続的な成長を実現するCSV（Creating Shared Value：共有価値の創造）経営を実践し続けることで、「信頼され、常に選ばれる芙蓉リースグループ」を目指すとともに、中期経営計画「Fuyo Shared Value 2026」の最終年度として、計画の完遂と経営目標の達成に向け、グループ一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(証券コード8424)

(発送日)

2026年6月2日

(電子提供措置の開始日)

2026年5月26日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町五丁目1番地1
芙蓉総合リース株式会社
取締役社長 織田 寛明

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

🌐 当社ウェブサイト <https://www.fgl.co.jp/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「芙蓉総合リース」又は「コード」に当社証券コード「8424」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧情報／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

🌐 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3～6頁に記載のご案内に従って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。また、株主総会当日は、7頁に記載のご案内のとおりインターネット上でライブ配信を実施いたしますので、ご視聴をご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2026年6月23日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
東京都千代田区麹町一丁目6番4号
2. 場 所 住友不動産半蔵門駅前ビル2階 「ベルサール半蔵門」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第57期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 2. 第57期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件 |
| | 第1号議案 剰余金処分の件 |
| | 第2号議案 取締役9名選任の件 |
| | 第3号議案 監査役1名選任の件 |
| | 第4号議案 監査役の報酬額改定の件 |

以上

議決権行使のご案内



インターネットにより
議決権を行使される方へ

「スマートSR」又は当社の指定する議決権行使ウェブサイト
(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、
2026年6月22日(月曜日)午後5時20分までに議案に
対する賛否をご入力ください。詳しくは6頁をご参照ください。



書面(郵送)により
議決権を行使される方へ

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2026年6月22日(月曜日)午後5時20分までに到
着するようご返送ください。



株主総会への出席により
議決権を行使される方へ

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせ
てお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださ
い。

機関投資家の皆様へ

■ 議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権の行使についてのご注意

- インターネット等と議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
 - インターネット等で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
 - 議決権行使書において各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 代理人によるご出席の場合は、議決権を有する当社の他の株主の方1名を代理人にご指定のうえ、議決権行使書用紙とともに代理権を証する書面をご提出ください。
 - 議決権の不統一行使をされる場合は、本株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、2頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をされた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送りいたしますが、法令及び定款の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては当該書面には記載せず、2頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。したがって、書面交付請求をされた株主様に対してお送りする下記①乃至③の書面は、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

①事業報告

「主要な事業内容」 「主要な営業所」 「従業員の状況」 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」 「新株予約権等の状況」 「会計監査人の状況」 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」

③計算書類

「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」

- ◎書面交付請求をされていない株主様で、次回以降の定時株主総会で郵送による電子提供措置事項を記載した書面の送付をご希望される株主様は、2027年3月31日までに書面交付請求のお手続きをお済ませください。お手続きの詳細は、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人であるみずほ信託銀行までお問い合わせください。
- ◎株主総会決議ご通知につきましては、書面による送付に代えて、2頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。



インターネットによる議決権行使の場合

行使期限 2026年6月22日（月曜日）午後5時20分送信分まで

ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

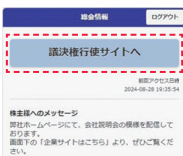
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

ご承いただく事項

- インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

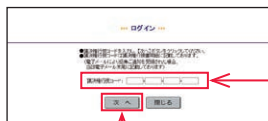
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00 年末年始を除く)

株主総会ライブ配信のご案内

第57期定時株主総会の模様をインターネットでライブ配信いたします。

本総会におきましては、当日会場にご来場されない株主様にも株主総会の模様をご覧いただけるよう、映像と音声でライブ配信いたします。是非ご自宅等でご視聴ください。

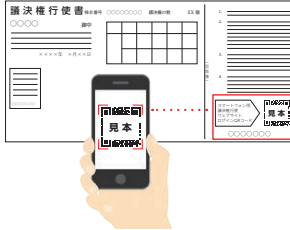
<配信日時> 2026年6月23日（火曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※ライブ配信の動画プレイヤーは、午前9時頃から表示されます。

<視聴方法>

1. スマートフォン・タブレット端末等で視聴する場合

①議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。



②「スマートSR」画面上部の「株主総会ライブ配信」からご視聴ください。



2. PC等で視聴する場合

①以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力の上、「スマートSR」へログインしてください。

「スマートSR」URL

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



②「スマートSR」画面上部の「株主総会ライブ配信」からご視聴ください。



<ご注意事項>

- ・事前に議決権行使をされる場合も、当日のライブ配信をご覧いただくことができます。
- ・ライブ配信の視聴方法等に変更がある場合は、最新の情報を当社ウェブサイト (<https://www.fgl.co.jp/ir/stock/meeting.html>) でお知らせいたします。
- ・当日ご出席いただいた株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信では、ご質問などのご発言はお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信をご覧になるための「ID」および「パスワード」を第三者に共有すること、ライブ配信の模様を録音、録画、公開等することは、お断りいたします。
- ・ご使用のPC環境や、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- ・ご覧いただく場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。

お問合せ先

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-288-324

(平日9:00-17:00)

【ご参考：事後配信について】

株主総会終了の1週間後を目途に、映像の一部を当社ウェブサイトですべて事後配信する予定です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社グループは、「業績及び目標とする経営指標等を勘案し、確固たる経営基盤、財務体質の強化を図るべく、株主資本の充実に努めるとともに、長期的かつ安定的な配当の継続により、株主の皆様への利益還元を努める」ことを利益配分の基本方針としております。

当社基本方針に基づき、2025年度業績及び中期経営計画の進捗状況を踏まえ、1株当たりの配当金を期初配当予想から変更なく79円といたしたいと存じます。

なお、中間配当金として79円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり158円となります。

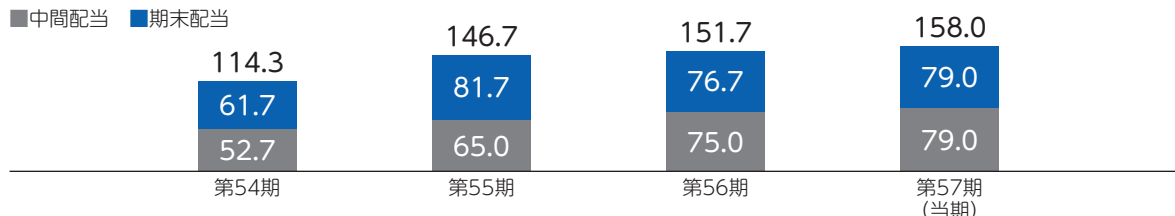
- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金79円
総額 7,170,126,347円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、優良営業資産取得のための資金に充当するなど、今後の経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 6,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 6,000,000,000円

<ご参考> 1株当たり年間配当金の推移 (単位:円)



※2025年4月1日を効力発生日とし、普通株式1株につき3株の割合での株式分割を実施。
グラフの1株当たりの配当金は、株式分割の影響を遡及修正した数値(小数点以下第2位を四捨五入)を記載。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役4名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任 つじた やすのり 辻田 泰徳	取締役会長 取締役会議長	100% (12回/12回)
2	再任 おだ ひろあき 織田 寛明	取締役社長 (代表取締役) 会社業務全般 グループ監査部の所管業務	100% (12回/12回)
3	再任 たかだ けいじ 高田 桂治	取締役副社長 (代表取締役) ビジネス部門統括 金融法人部、流動化推進部、エリア営業推進部の各所管業務	100% (12回/12回)
4	再任 きしだ ゆうすけ 岸田 勇輔	取締役副社長 (代表取締役) 財務統括、コーポレート部門統括、 I R、CSV、情報管理統括、リスク部門 統括、グループガバナンス統括、コンプ ライアンス統括 ビジネスプロセス・ITシステム改革プロジェクト チームの所管業務	100% (12回/12回)
5	再任 たかはし ひろし 高橋 博	常務取締役 グループ法務コンプライアンス部、コー ポレート審査部、プロダクツ審査部、融 資部の各所管業務	100% (12回/12回)
6	再任 やまむら まさゆき 山村 雅之 社外 独立	取締役	91.7% (11回/12回)
7	再任 まつもと ひろこ 松本 博子 社外 独立	取締役	83.3% (10回/12回)
8	再任 ます かずや 益 一哉 社外 独立	取締役	100% (10回/10回)
9	新任 いさか りゅういち 井阪 隆一 社外 独立	—	—

(注)益 一哉氏は、2025年6月24日付で取締役に就任したため、他の取締役と出席対象となる取締役会の回数が異なります。

1

つじた
辻田やすのり
泰徳

1956年6月28日生



再任

所有する当社の株式数
26,800株

略歴、地位及び担当

1981年4月 株式会社富士銀行入行
2013年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長（代表取締役）（2014年6月まで）
2013年11月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取（2015年3月まで）
2014年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役兼執行役員副社長（代表執行役員）（2015年3月まで）
2015年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役（2015年6月退任）
2015年5月 当社副社長執行役員
2015年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員
当社代表取締役
2016年4月 当社取締役社長 社長執行役員
2022年4月 当社取締役会長（現職）
2022年6月 当社取締役会議長（現職）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

みずほフィナンシャルグループ取締役副社長、みずほ銀行取締役副頭取を務めるなど金融機関の経営経験を有し、また、当社取締役副社長兼副社長執行役員、当社取締役社長兼社長執行役員として業務全般を統括し、2022年からは当社取締役会議長を務めるなど経営経験も豊富な人物であります。業務統括者としての実績を踏まえ、また、その経験と知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

2

おだ
織田ひろあき
寛明

1963年1月26日生



再任

所有する当社の株式数
23,400株

略歴、地位及び担当

1986年4月 株式会社富士銀行入行
2009年5月 株式会社みずほ銀行神田支店神田法人部長
2011年6月 同行九段支店九段第一部長
2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行営業第十一部長
2014年4月 株式会社みずほ銀行執行役員営業第十一部長（2016年4月退任）
2016年5月 当社常務執行役員
2021年4月 当社副社長執行役員
2021年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員
当社代表取締役（現職）
2022年4月 当社取締役社長 社長執行役員（現職）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

2016年より当社常務執行役員として営業部門を担当するほか、新領域の拡大推進のためのM&A業務等を担当し、2021年からは当社取締役副社長兼副社長執行役員として営業部門を統括するなど豊富な業務経験を有しております。また、2022年からは当社取締役社長兼社長執行役員として業務全般を統括するなど経営経験も豊富な人物であります。その経験と知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

3

たかだ
高田けいじ
桂治

1960年10月5日生



再任

所有する当社の株式数
9,600株

略歴、地位及び担当

1984年 4月 株式会社富士銀行入行
2010年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行営業第十三部長（2012年 3月退任）
2012年 4月 当社コーポレート営業部長
2014年 4月 当社執行役員コーポレート営業部長
2016年 4月 当社常務執行役員
2020年 4月 当社専務執行役員
2020年 6月 当社専務取締役 専務執行役員
2022年 4月 当社取締役副社長 副社長執行役員（現職）
当社代表取締役（現職）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

2014年より当社執行役員として営業部門を担当するほか、みずほフィナンシャルグループにおける海外勤務経験を活かし、2020年からは当社専務取締役兼専務執行役員として国際部門等を担当し、また、2022年からは当社取締役副社長兼副社長執行役員として国内営業部門を統括するなど豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験と知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

4

きしだ
岸田ゆうすけ
勇輔

1962年 7月 6日生



再任

所有する当社の株式数
3,300株

略歴、地位及び担当

1986年 4月 株式会社富士銀行入行
2012年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ財務企画部副部長
株式会社みずほ銀行財務企画部副部長
株式会社みずほコーポレート銀行財務企画部副部長
2013年 7月 株式会社みずほフィナンシャルグループ監査業務部長（2016年 3月退任）
2016年 4月 当社総務部理事
2018年 4月 当社執行役員財務企画部長
2021年 4月 当社常務執行役員
2022年 4月 当社専務執行役員
2022年 6月 当社専務取締役 専務執行役員
2024年 4月 当社取締役副社長 副社長執行役員（現職）
当社代表取締役（現職）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

みずほフィナンシャルグループにおいて、監査業務部長を務めたほか、財務、経理業務にも従事しており、豊富な業務経験を有しております。2018年より当社執行役員財務企画部長として財務戦略企画部門を担当し、また、2021年からは当社常務執行役員として財務部門を、2022年からは当社専務取締役兼専務執行役員として経営企画部門を担当、2024年 4月からは当社取締役副社長兼副社長執行役員として財務部門及び企画・管理部門を統括するなど豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知しております。その経験と知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

5

たかはし ひろし
高橋 博

1963年12月4日生



再任

所有する当社の株式数
15,300株

略歴、地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2016年 4月 当社経営企画部担当部長
2017年 4月 当社経営企画部長
2019年 4月 当社執行役員経営企画部長
2021年 4月 当社常務執行役員
2024年 6月 当社常務取締役 常務執行役員（現職）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

2016年より当社経営企画部担当部長として、また、2017年からは当社経営企画部長、2019年からは当社執行役員経営企画部長として長年経営企画部門を担当するほか、2021年からは当社常務執行役員として、2024年からは当社常務取締役兼常務執行役員として法務コンプライアンス部門、審査部門等を担当するなど豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知しております。その経験と知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

6

やまむら まさゆき
山村 雅之

1953年3月30日生



再任

社外 独立

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当

1978年 4月 日本電信電話公社（現NTT株式会社）入社
2008年 6月 東日本電信電話株式会社（現NTT東日本株式会社）常務取締役 東京支店長
2009年 6月 同社常務取締役ネットワーク事業推進本部長
2012年 6月 同社代表取締役社長
2018年 6月 同社相談役
2019年 6月 当社取締役（現職）
2020年 3月 一般社団法人電気通信協会会長（2026年3月退任）
2024年 6月 東京ガス株式会社社外取締役（現職）
2024年 7月 東日本電信電話株式会社（現NTT東日本株式会社）シニアアドバイザー（2025年6月退任）
現在に至る

重要な兼職の状況

東京ガス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山村雅之氏は、東日本電信電話株式会社（現NTT東日本株式会社）の代表取締役社長や一般社団法人の会長を歴任されております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には、経営陣・主要な株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映していただくとともに、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から適切な助言をいただくことを期待しております。

7

まつもと
松本ひろこ
博子

1960年4月25日生



再任

社外

独立

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当

- 1983年 4月 株式会社東芝入社
 2012年 4月 同社デザインセンター戦略デザイン推進部主幹（2014年 3月退任）
 学校法人女子美術大学特任教授
 2014年 4月 同大学教授（現職）
 2015年 6月 株式会社アイシス取締役（2019年 5月退任）
 2017年 6月 学校法人女子美術大学キャリア支援センター長
 2019年 6月 同大学芸術学部長
 同大学理事（現職）
 2021年 6月 同大学副学長（現職）
 同大学研究所長（現職）
 当社取締役（現職）
 現在に至る

重要な兼職の状況

学校法人女子美術大学理事 副学長
 同大学研究所長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松本博子氏は、株式会社東芝勤務を経て、学校法人女子美術大学理事及び同大学副学長・教授・研究所長として学校運営・教育に携わっております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には、経営陣・主要な株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見や、人材育成、ダイバーシティなど幅広い視点を取締役に適切に反映していただくとともに、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から適切な助言をいただくことを期待しております。

8

ます
益かずや
一哉

1954年10月17日生



再任

社外

独立

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当

- 1982年 4月 東北大学（現国立大学法人東北大学）電気通信研究所入所
 2000年 6月 同大学教授（2001年 3月退任）
 東京工業大学（現国立大学法人東京科学大学）教授（2018年3月退任）
 Georgia Institute of Technology, Visiting Professor（2003年 1月退任）
 2002年11月 国立大学法人東京工業大学（現国立大学法人東京科学大学）学長（2024年 9月退任）
 2018年 4月 国立大学法人東京科学大学特別顧問（現職）
 2024年10月 国立研究開発法人産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター長（現職）
 2025年 6月 当社取締役（現職）
 現在に至る

重要な兼職の状況

国立研究開発法人産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

益 一哉氏は、東北大学（現国立大学法人東北大学）教授、国立大学法人東京工業大学（現国立大学法人東京科学大学）教授及び同大学学長を歴任されております。また、国立研究開発法人産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター長を務めております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には、経営陣・主要な株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見や、人材育成、IT・テクノロジーなど幅広い視点を取締役に適切に反映していただくとともに、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から適切な助言をいただくことを期待しております。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はございませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



新任

社外 独立

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当

- 1980年 3月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社
 2002年 5月 同社取締役商品本部食品部長
 2006年 5月 同社取締役常務執行役員商品本部食品部長
 2007年 1月 同社取締役常務執行役員商品本部長兼食品部長
 2009年 5月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）
 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役
 2011年 1月 （米国）7-Eleven, Inc.取締役
 2016年 5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役社長
 株式会社セブン-イレブン・ジャパン取締役
 2023年 4月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）
 2025年 5月 同社特別顧問（現職）
 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社セブン&アイ・ホールディングス 特別顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井阪隆一氏は、株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）及び株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）を歴任され、また海外でのビジネス経験も有しております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には、経営陣・主要な株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映していただくとともに、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から適切な助言をいただくことを期待しております。

(注)

- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 山村雅之氏、松本博子氏、益一哉氏及び井阪隆一氏は、社外取締役候補者であります。
- 山村雅之氏、松本博子氏及び益一哉氏は、現在当社の社外取締役であります。その就任期間は、本総会終結の時をもって、山村雅之氏が7年、松本博子氏が5年、益一哉氏が1年となります。
- 当社は、山村雅之氏、松本博子氏及び益一哉氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が規定する最低責任限度額まで限定する契約を締結しておりますが、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、井阪隆一氏が選任された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者は、本議案が原案どおり承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、当社の役員である被保険者がその職務の執行につき行った行為又は不作為に起因して株主又は第三者から損害賠償請求された場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用その他の対応費用等が填補対象とされております。なお、各候補者の任期途中に同様の内容で当該保険契約を更新する予定であります。

6. 当社は、山村雅之氏、松本博子氏及び益 一哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山村雅之氏は過去3年以内において東日本電信電話株式会社（現NTT東日本株式会社）の相談役及びシニアアドバイザーでありましたが、同役職はいずれも同社の業務執行者に該当するものではございません。また、同氏は過去3年よりも前に同社の代表取締役社長でありましたが、当社は直近事業年度において同社との取引はございません。また、同氏は過去3年以内において一般社団法人電気通信協会の会長でありましたが、当社は直近事業年度において同法人との取引はございません。なお、同氏は、東京ガス株式会社の社外取締役であります。同社の業務執行者ではございません。松本博子氏は学校法人女子美術大学の理事であります。当社は直近事業年度において同学校法人との取引はございません。また、当社は、学生支援、女性活躍推進等、社会貢献の一環として、同学校法人と共同設立した「芙蓉・女子美Venusファンド」に資金を拠出しておりますが、その額は年間5百万円以下です。益 一哉氏は、国立研究開発法人産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター長であります。当社は直近事業年度において同法人との取引はございません。また、同氏は過去3年以内において国立大学法人東京工業大学（現東京科学大学）の学長でありましたが、当社は直近事業年度において同法人との間に通常のリース取引があるものの、その額は年間連結総売上高の1%未満です。なお、同氏は国立大学法人東京科学大学の特別顧問であります。同法人の業務執行者ではございません。井阪隆一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。同氏は過去3年以内において株式会社セブン&アイ・ホールディングスの代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）でありましたが、当社は直近事業年度において同社との取引はございません。
7. 各候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における担当につきましては、事業報告の「2. 会社の現況 (2)会社役員の状況 ①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

監査役1名選任の件

当社グループの企業規模及び業務範囲の拡大に伴い、コーポレートガバナンス・監査体制の一層の向上・強化を図るため、監査役1名を増員することとしたといたし、選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経ております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ねもと えりの
根本 恵梨乃 1986年4月15日生



新任

社外 独立

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位

2012年12月 弁護士登録
長島・大野・常松法律事務所入所（2021年9月退所）
2017年9月 ハーバード大学ロースクール修士課程入学（2018年5月修了）
2018年8月 ジョージタウン大学ロースクール客員研究員着任（2018年9月退任）
2021年9月 ブリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社入社（2026年4月退社）
2026年5月 当社顧問（現職）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外監査役候補者とした理由

根本恵梨乃氏は、長島・大野・常松法律事務所にて国内外の企業を依頼者として広範な企業法務に従事した後、米国大手製薬会社の日本法人であるブリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社にてインハウス・カウンセラー（社内弁護士）としての業務経験を有しており、特に製薬・ヘルスケア業界に高い知見を有しております。また、根本氏は、法律事務所在籍中に、米国ハーバード大学ロースクールへの留学経験や、米国ジョージタウン大学ロースクールにおける客員研究員としての研究経験を有しており、海外法制についても深い知見を有しております。同氏の豊富な経験と高い識見に加え、法律家としての専門的知識や国際性を活かし、独立した客観的な立場から適切な監査を遂行していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はございませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(注)

1. 根本恵梨乃氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 根本恵梨乃氏は、社外監査役候補者であります。
3. 根本恵梨乃氏は、当社の取締役兼執行役員の子親等にあたる親族であります。
4. 本議案が承認された場合、当社は根本恵梨乃氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が規定する最低責任限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。根本恵梨乃氏は、本議案が原案どおり承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、当社の役員である被保険者がその職務の執行につき行った行為又は不作為に起因して株主又は第三者から損害賠償請求された場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用その他の対応費用等が填補対象とされております。なお、候補者の任期途中に同様の内容で当該保険契約を更新する予定であります。

6. 根本恵梨乃氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。同氏は、過去3年以内においてブリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社の社内弁護士でありましたが、当社は直近事業年度において同社との取引はございません。なお、同氏の近親者（二親等以内の親族をいいます）は過去3年以内において西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の弁護士でありましたが、当社は直近事業年度において同事務所との間に取引があるものの、当該近親者は当社関連案件を担当しておりません。

監査役の報酬額改定の件

1. 改定の理由

当社の監査役の報酬額は、2004年6月24日開催の第35期定時株主総会において、月額8百万円以内にご承認いただき、今日に至っております。

もともと、第3号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は1名増員となります。また、当社の従業員報酬や役員報酬の世間一般的な水準の上昇及び会社の経営状態の変化を背景に、当社グループの中長期的な企業価値向上の基盤となるコーポレートガバナンス・監査体制の継続的な向上・強化を図るためには、社外の人材も含めて優れた見識・能力等を有する人材を将来にわたって確保するための適正な報酬水準を維持する必要があります。

これらの諸事情を総合的に勘案いたしまして、監査役の報酬限度額を引き上げることとしたため、改定をお願いするものであります。

2. 改定の内容

監査役の報酬限度額を月額から年額に改め、年額150百万円以内に改定させていただきたいと存じます。なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結時点の監査役の員数は5名となります。

以 上

〈ご参考〉 1. 取締役の指名・解任及び監査役候補者の指名の方針と手続き

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、取締役及び監査役の資格並びに指名・解任手続きについて定めております。取締役及び監査役は優れた人格、見識、能力、豊富な経験、及び高い倫理観を有している者とするとともに、監査役のうち最低1名は財務・会計に関する十分な知見を有している者としております。取締役及び監査役候補者の選定にあたっては、性別、年齢、国籍等を問わず人物本位としつつ多様性にも配慮することとしております。取締役及び監査役の候補者は、公正かつ透明性を図るため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬等諮問委員会においてジェンダー等の多様性やスキルの観点も含めて審議のうえ、取締役会において決定しております（監査役については、監査役会の同意を得たうえで取締役会において決定しております）。

2. スキル・マトリックス

当社グループの中期経営計画の着実な遂行と目標の達成に向けて、各取締役・監査役の専門性・経験等も踏まえて特に期待する分野は下表のとおりとなります。

※第2号議案及び第3号議案ご承認後の役員体制（予定）を記載しております。

	氏名	地位等 業務執行状況	指名・報酬等 諮問委員会	在任年数	特に期待する分野（最大4つまで記載しております）					
					企業等経営 (業界)	財務・ 会計	グローバル ビジネス	IT・テ クノロジー	人材 育成	内部統制 ・管理
取締役	辻田 泰徳	取締役会長 取締役会議長	委員長	11年	●(金融(銀行・リース))			●	●	●
	織田 寛明	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員		5年	●(金融(銀行・リース))		●			
	高田 桂治	取締役副社長 (代表取締役) 副社長執行役員		6年	●(金融(リース))		●			
	岸田 勇輔	取締役副社長 (代表取締役) 副社長執行役員		4年	●(金融(リース))	●				●
	高橋 博	常務取締役 常務執行役員		2年	●(金融(リース))	●				●
	山村 雅之	社外 独立 取締役	委員	7年	●(通信・テクノロジー)	●		●		●
	松本 博子	社外 独立 取締役	委員	5年	●(大学教育・産官学連携・ プロダクトデザイン)				●	
	益 一哉	社外 独立 取締役	委員	1年	●(大学教育・ 技術ビジネス開発)		●	●	●	
	井阪 隆一	社外 独立 取締役	委員	(新任)	●(小売)		●			●
監査役	森川 仁人	常勤監査役		2年	●(金融(リース))	●	●			
	岡崎 友彦	常勤監査役		1年	●(金融(リース))					●
	根本 恵梨乃	社外 独立 常勤監査役		(新任)			●			●
	井本 裕	社外 独立 監査役		5年	●(金融(国際金融))		●		●	●
	大久保 英明	社外 独立 監査役		1年	●(金融(保険))	●				

- (注) 1. 上記一覧表は、各取締役・監査役が有する全ての知見及び経験を表すものではありません。
 2. 取締役及び監査役14名のうち男性は12名、女性は2名です。また、在任年数は月単位で計算しております。
 3. 取締役会議長、代表取締役、役員取締役、常勤監査役並びに指名・報酬等諮問委員会の委員長及び委員は、本総会終了後に開催する取締役会、監査役会及び指名・報酬等諮問委員会にて選定する予定です。

3. 社外役員の独立性に関する基準

当社取締役会は、当社の社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」といいます）が次のいずれかに該当する場合、独立性の要件を満たしていないと判断します。

1. 当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」といいます）の業務執行者
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます）
5. 当社の大株主又はその業務執行者
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
7. 社外役員の相互就任関係となる他の法人の業務執行者
8. 近親者（近親者とは二親等以内の親族をいいます）が上記1から7までのいずれか（4及び5を除き、重要なものに限り）に該当する者
9. 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 上記1から7において、当社が独自の判断として、独立性を判断する基準は以下のとおりとします。

なお、形式的に独立性に抵触する場合であっても、他の合理的な理由を含めて総合的に判断した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、その理由を明らかにすることによって独立性を認める場合があります。

- (1) 過去において、上記1に該当している者は、会社法第2条の定める社外役員の適格性を満たす場合、独立性を認めます。
- (2) 上記2及び3における、「主要な取引先」の解釈は、役務の提供等に伴う金銭その他の財産授受に関し、継続して（継続が見込まれる場合を含みます）、直近の事業年度の年間連結総売上高の1%以上となる取引がある場合には主要な取引先とみなします。
- (3) 上記4における「多額の金銭その他の財産を得ている」基準は、過去3年平均により年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているか否かにより、独立性を判断します。
- (4) 上記5における「大株主」とは、議決権比率が10%を超える株主をいいます。

- (5) 上記6の「寄付を行っている先又はその業務執行者」において、過去3年間平均により年間1,000万円を超える寄付を行っている場合には、独立性に疑義があるものとみなします。
- (6) 上記7の「相互就任の関係にある先」のうち、双方が継続して相互に選任し、かつ、当社出身以外の社外役員が複数人存在しない場合など、密接な関係が認められる場合には、独立性に疑義があるものとみなします。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

① 経済環境

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移し、設備投資にも持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇、金融政策正常化に伴う金利動向、海外経済の不確実性や地政学的リスク等により、先行き不透明な状況が続いております。

② 企業集団の状況

こうした環境の下、当社グループは、ひとの成長と対話を通じた社会課題の解決と経済価値の同時実現による持続的成長を目指す、5か年（2022年度～2026年度）の中期経営計画「Fuyo Shared Value 2026」に取り組んでおります。中期経営計画の4年目となる2025年度も、計画最終年度の目標達成を見据え、外部環境が大きく変化していく中で、力強く持続的に成長する企業グループを目指して、計画に掲げたビジネス戦略・マネジメント戦略を着実に遂行しました。

2025年度における中期経営計画の遂行状況は次のとおりであります。

【ビジネス戦略】

中期経営計画「Fuyo Shared Value 2026」のビジネス戦略を着実に推進するため、社会の変化に応じた経営資源の機動的な配分を行い、成長ドライバーに位置付ける事業領域を中心に、既存事業の深化と新たな価値創造領域の拡大に取り組みました。

<3つの成長ドライバーと7つの事業領域>

1. ライジングトランスフォーメーション<社会的な地殻変動を捉えた戦略的成長>

●モビリティ／ロジスティクス

2025年3月に連結子会社化した株式会社ワコーパレットとの連携を通じて物流関連機能の強化を図るとともに、日本パレットレンタル株式会社を持分法適用関連会社とするなど、物流領域における事業基盤の拡大に取り組みました。また、北米における貨車リース事業への参画やタイでのフォークリフト事業の機能強化などを進め、海外における事業基盤の拡充を図りました。

●サーキュラーエコノミー

非財務目標として掲げる返却物件由来の廃プラスチックにおけるマテリアル／ケミカルリサイクル率の向上に向け、ケミカルリサイクルをスタートするなど、循環型社会の実現に資する取組を進めました。

2. アクセラレーティングトランスフォーメーション<市場トレンドを捉えた加速度的成長>

●エネルギー環境

多様なアライアンス先との連携を通じて、系統用蓄電池事業をはじめとする蓄電池関連ビジネスの拡大を図りました。一方で、海外の再生可能エネルギー分野において、アライアンス先との連携に基づく一部案件で損失を計上したことを受け、事業ポートフォリオ管理及びモニタリング機能の強化に向けた事業推進体制の見直しを進めました。

●BPO／ICT

事業連携の強化と業務の効率化を目的にBPO領域におけるグループ内組織再編を行い、事業運営体制の高度化を進めるとともに、データセンター関連の取組も拡大するなど、事業基盤の拡充を図りました。

●ヘルスケア

株式会社C Bホールディングスを中心に、地域金融機関との連携を通じた医療・介護・福祉分野における経営支援に取り組むとともに、株式会社アクリティブが取り扱う診療・介護報酬ファクタリング「F P S メディカル」の残高も着実に拡大しました。

3. グロウイングパフォーマンス<中核分野の安定的成長>

●不動産

資産の入替えを通じた収益機会の拡大を図るとともに、信頼できるパートナーとの協業のもと海外における取組も着実に進展しました。加えて、事業領域の拡大に向け、成長加速と事業運営の高度化を見据えた組織体制の拡充を進めるとともに、商業施設の投資・運営及びバリューアップ事業を展開する双日商業開発株式会社を持分法適用関連会社化しました。

●航空機

世界的な航空需要が増加する中、機体売却の専門部署を新たに設立するなど売却機能の強化を図り、回転型ビジネスの推進などを通じて収益基盤の強化に取り組みました。

また、事業基盤の強化に向け、三井住友信託銀行株式会社及び株式会社横浜フィナンシャルグループとの間で、総合リース・ファイナンス事業を展開する三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の共同事業化について基本合意書を締結しました。

<事業を通じた社会価値の創出>

事業を通じた持続可能な社会の構築と企業としての継続的な成長の両立を実現するため、当社グループはC S V (Creating Shared Value) の考え方を経営の根幹に位置付け、サステナビリティに関する取組を強化しております。

中期経営計画においては、事業を通じて社会課題の解決に貢献するC S Vの考え方にに基づき、成長ドライバーに区分した7つの事業領域を、持続可能な地球環境の実現への貢献を目指す「環境」と、豊かな社会と健やかな人の実現への貢献を目指す「社会とひと」の分野にそれぞれ紐づけ、様々な取組を進めております。

「環境」分野では、蓄電池関連事業の推進などを通じて電力需給の安定化に向けた取組を進め、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、廃プラスチックのケミカルリサイクル開始などを通じて、循環型社会の実現に向けた取組を強化しました。「社会とひと」の分野では、スポーツを活用したまちづくりの推進などを通じたCSVの実践を進めました。このような取組を推進していくことで、社会課題の解決と経済価値の同時実現による持続的な成長を目指してまいります。

【マネジメント戦略】

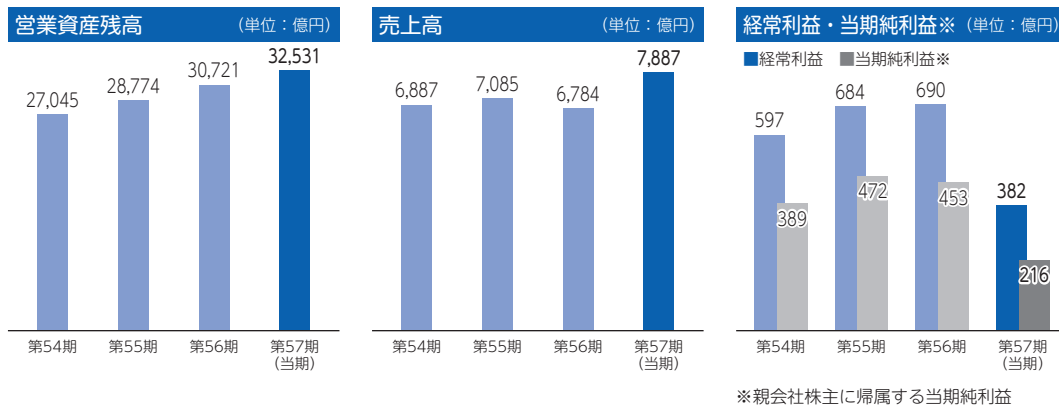
ビジネス戦略を支える経営基盤を強化するため、マネジメント戦略では以下の取組を進めました。

- ・ 期中に発生した欧州での再生可能エネルギー案件に係る損失計上を踏まえ、部署横断的な検討体制を立ち上げ、今後のリスク管理高度化に向けた専門部署の新設を決定するなど、体制整備を進めました。
- ・ 市場の要請に応えるべく、サステナビリティ及びCSVに関する開示の高度化を進めた結果、国際的な非営利団体であるCDPより、気候変動分野における取組や情報開示が優れた企業として、最高評価の「Aリスト企業」に選定されました。
- ・ 経営管理基盤の高度化等を図るため、テクノロジーを活用した業務改革を進めるべく、現状における業務・システムの課題整理と今後のあるべき姿の検討を行いました。
- ・ サステナブルファイナンスによる資金調達を継続し、社会課題の解決に向けた取組へのコミットメントを明確化するとともに、調達手段の多様化を進めました。

以上のことから、当社グループの連結業績につきましては、海外の再生可能エネルギー分野における一部案件で損失を計上したことなどにより、次のとおりとなりました。

当連結会計年度の契約実行高は前年度比19.4%増加の2兆2,011億4千9百万円となり、当連結会計年度末の営業資産残高（割賦未実現利益控除後）は前連結会計年度末比1,809億2千6百万円（5.9%）増加して3兆2,530億7千万円となりました。

損益面では、売上高は前年度比16.3%増加の7,886億6千9百万円、営業利益は前年度比37.4%減少の405億4千2百万円、経常利益は前年度比44.6%減少の382億4千9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比52.4%減少の215億6千5百万円となりました。



③ セグメントの業績

当連結会計年度におけるセグメントの業績は次のとおりであります。

【リース及び割賦】

リース及び割賦の契約実行高は前年度比8.2%増加して5,711億6千4百万円となり、営業資産残高は前連結会計年度末比1.5%増加して1兆9,584億9千3百万円となりました。リース及び割賦の売上高は前年度比16.0%増加して6,770億5百万円となり、セグメント利益は前年度比2.0%増加して446億2千7百万円となりました。

[ファイナンス]

ファイナンスの契約実行高は前年度比24.0%増加して1兆6,296億4千万円となり、営業資産残高は前連結会計年度末比14.0%増加して1兆2,645億1千2百万円となりました。ファイナンスの売上高は前年度比16.8%増加して455億7千1百万円となり、セグメント利益は前年度比95.7%減少して10億8千6百万円となりました。

[その他]

その他の契約実行高は前年度比72.8%減少して3億4千4百万円となり、営業資産残高は前連結会計年度末比8.5%減少して300億6千4百万円となりました。その他の売上高は前年度比18.6%増加して660億9千3百万円となり、セグメント利益は前年度比2.2%減少して111億7千9百万円となりました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

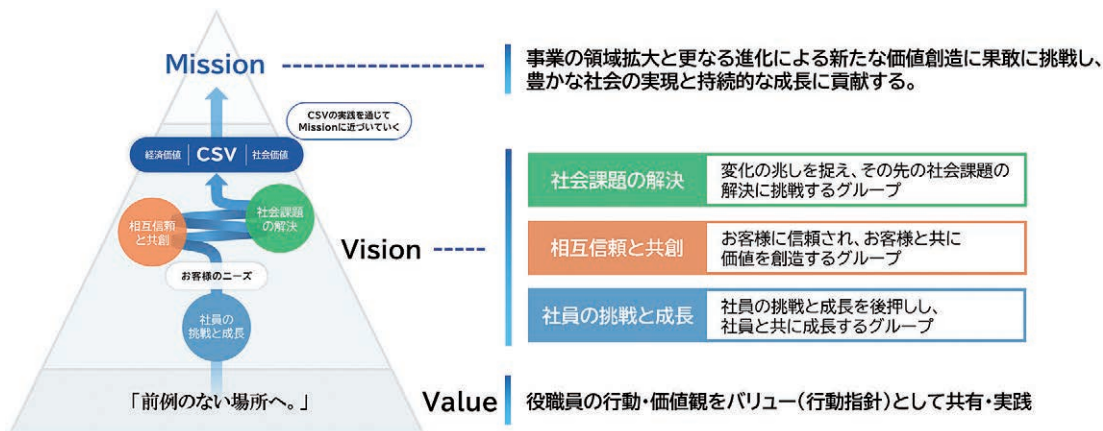
① 中期的な経営方針

今後の経済見通しにつきましては、物価上昇の影響が残るものの、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復が続くことが期待されております。一方、中東情勢の影響や金融資本市場の変動などに留意する必要があり、先行きに不透明感を抱えながら推移すると予測しております。

このような状況の下、当社グループは、事業活動を通じて社会と企業の共有価値を創造するCSVの実践により、社会課題の解決と企業価値の向上を同時に実現することで、外部環境が大きく変化していく中で力強く持続的に成長する企業グループを目指してまいります。

② 価値創造ストーリー

当社グループは、ミッションとして「事業の領域拡大と更なる進化による新たな価値創造に果敢に挑戦し、豊かな社会の実現と持続的な成長に貢献する。」を掲げています。その実現に向けて、「社会課題の解決」・お客様との「相互信頼と共創」・「社員の挑戦と成長」をキーワードにした3つのビジョン（実現したい姿）を定め、役職員がコーポレートスローガン「前例のない場所へ。」に集約されるバリュー（行動指針）を共有し実践することで、CSV、すなわち社会価値と企業価値の持続的な向上に取り組んでまいります。



持続的な価値創造を支える基盤の強化に向けては、当社グループ最大の財産である社員の「挑戦と成長」を後押しすべく、積極的な人材投資と人事戦略の高度化を進めてまいります。

事業領域の多様化に対応した高付加価値人材の育成に向けて、高い専門性の構築を目指す社員の成長を支援するとともに、多様な価値観を持つ人材が能力を最大限発揮できる環境を整備し、人の成長が会社の成長につながることを重視した人材基盤の強化を進めてまいります。

また、グループ人材の活用やグローバル人材の育成も進め、人材ポートフォリオの最適化を推進するとともに、次期中期経営計画に向けた戦略的な人材捻出のため、業務の見直しやAI等のツールの積極活用などを通じた生産性向上の取組を推進してまいります。

中期経営計画「Fuyo Shared Value 2026」においても、当社ビジネスの礎となる社員の「挑戦と成長」により、事業を通じたお客様との「相互信頼と共創」並びにその先の「社会課題の解決」を実現していくことで価値創造の好循環を生み出し、社会価値と経済価値の同時実現による持続的な成長を実現してまいります。

③ 中期的な事業戦略

中期経営計画「Fuyo Shared Value 2026」の最終年度となる2026年度は、引き続き事業環境や社会の変化を捉えた経営資源の機動的な配分を進め、事業の領域拡大と更なる進化による新たな価値創造に果敢に挑戦することで、計画の完遂と経営目標の達成に向けて取り組んでまいります。併せて、現中期経営計画の成果や課題を踏まえ、次期中期経営計画の策定も進めてまいります。

経営資源を集中的に投下する事業領域における具体的な取組・戦略は以下のとおりです。

●モビリティ／ロジスティクス

モビリティ領域においては、事業環境の変化を見据え、お客様の脱炭素化を支援するサービスの拡充や周辺事業の開拓を進め、事業基盤の強化を図ります。また、ロジスティクス領域においては、自動化・省人化ソリューションなどグループの多様な機能を提供し、人手不足等の社会課題の解決に貢献することで、事業規模の着実な拡大を目指してまいります。

●エネルギー環境

国内においては、優良なパートナー企業とのアライアンスを深め、次世代のインフラを支える系統用蓄電池事業やVPP（仮想発電所）といった新分野への展開を段階的に進めることで、ビジネス機会を広げてまいります。

また、海外においては、リスクコントロールの高度化を進めるとともに、成長機会を的確に捉え、事業基盤の強化を進めてまいります。

●BPO／ICT

BPO領域においては、拠点・組織の集約や人員配置の最適化を通じた経営効率の向上を図るとともに、国内外のアライアンス先との協業を深め、着実な事業成長を目指してまいります。

ICT領域においては、世界的に需要が拡大するデータセンター関連事業について、蓄積した知見や多様な情報パイプラインを活かして、事業基盤の着実な拡大を進めてまいります。

●ヘルスケア

医療・介護事業者が直面する経営課題の解決に向け、診療・介護報酬債権ファクタリングやヘルスケア事業施設に係る取組を拡大してまいります。また、グループ内連携を強化し、医療機関等の事業承継や再生・再編を支援する総合的なソリューションの提供を進めてまいります。

加えて、三井住友信託銀行株式会社及び株式会社横浜フィナンシャルグループとの基本合意に基づく三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の共同事業化についても、必要な対応を進めてまいります。

④ 目標とする経営指標

中期経営計画「Fuyo Shared Value 2026」では、計画最終年度である2026年度の財務目標及び非財務目標を以下のとおり設定しております。

経営目標

財務目標

項目	実績 2026/3	目標値 2027/3
経常利益	382億円	750億円
ROA 営業資産経常利益率	1.2%	2.5%
自己資本比率	13.1%	13%~15%
ROE	4.4%	10%以上

非財務目標 (抜粋)

★マークがついている項目は最終年度目標値を上回る水準

	実績 2026/3	目標値 2027/3	
環境 脱炭素社会 循環型社会	★ CO ₂ の削減貢献量	57万t-CO ₂ /年	50万t-CO ₂ /年
	★ 返却物件のリユース・リサイクル率	100%	100%
	★ 廃プラスチック (返却物件由来) の マテリアル/ケミカル リサイクル率	95.6%	100%
社会とひと	★ お客様の業務量削減時間 (BPO/ICTサービスを通じた新たな価値創造時間創出)	+110万時間 2021年度対比	+100万時間 2021年度対比
人材投資	★ 人材育成関連費用 (単体)	310% 2021年度対比	300% 2021年度対比

2030年目標：カーボンニュートラル・RE100の達成

経営目標の達成に向けて最大限努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

① 賃貸資産

当連結会計年度における新規契約に伴うオペレーティング・リース資産の取得高は、2,532億6千9百万円であります。

② その他の営業資産

当連結会計年度における新規契約に伴う太陽光発電事業用資産他の取得高は、3億4千4百万円であります。

③ 社用資産

特記すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度末の調達残高は、前連結会計年度末比7.1%増加の3兆66億1千1百万円となりました。

(単位：百万円)

区 分	第54期 (2023年3月期)	第55期 (2024年3月期)	第56期 (2025年3月期)	第57期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
短期借入金	584,811	558,104	608,320	598,425
長期借入金	1,223,144	1,398,741	1,476,112	1,599,630
社 債	361,397	428,495	501,966	495,923
コマーシャル・ペーパー	306,000	276,000	213,000	292,000
債権流動化に伴う支払債務	24,200	13,000	3,500	9,600
債権流動化に伴う長期支払債務	14,353	8,254	5,349	11,033
調 達 残 高 合 計	2,513,906	2,682,595	2,808,249	3,006,611

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2023年3月期)	第55期 (2024年3月期)	第56期 (2025年3月期)	第57期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	688,655	708,538	678,395	788,669
経常利益(百万円)	59,699	68,355	69,036	38,249
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	38,939	47,219	45,277	21,565
1株当たり当期純利益(円)	433.09	523.81	501.66	239.13
総資産(百万円)	3,151,624	3,390,324	3,580,361	3,843,725
純資産(百万円)	410,197	477,326	538,054	568,309
1株当たり純資産額(円)	4,075.96	4,785.89	5,269.74	5,575.11

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2023年3月期)	第55期 (2024年3月期)	第56期 (2025年3月期)	第57期 (2026年3月期) (当期)
売上高(百万円)	436,804	433,564	387,874	462,688
経常利益(百万円)	38,467	47,376	41,906	14,268
当期純利益(百万円)	25,374	32,487	30,571	9,860
1株当たり当期純利益(円)	282.22	360.39	338.72	109.25
総資産(百万円)	2,509,258	2,674,630	2,756,606	2,915,864
純資産(百万円)	271,862	314,311	325,072	337,598
1株当たり純資産額(円)	3,016.27	3,481.49	3,601.46	3,738.01

- (注) 1. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、企業集団及び当社における1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 企業集団及び当社における1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、「株式給付信託(BBT)」を導入しております。企業集団及び当社における1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を含めております。また、企業集団及び当社における1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数の計算において控除する自己株式に、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を含めております。
4. 第55期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、企業集団の第54期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
5. 第57期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、企業集団の第56期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
芙蓉オートリース株式会社	240百万円	100.00%	リ ー ス
ヤマトリース株式会社	30百万円	60.00%	リ ー ス
シャープファイナンス株式会社	3,000百万円	65.00%	リ ー ス ・ 信 用 販 売 不 動 産 賃 貸 ・ 保 険 代 理
アクリーティブ株式会社	100百万円	73.68%	ア セ ッ ト ビ ジ ネ ス ソ リ ュ ー シ ョ ン
株 式 会 社 イ ン ボ イ ス	100百万円	100.00% (100.00%)	法 人 向 け 一 括 請 求 サ ー ビ ス 集 合 住 宅 向 け イ ン タ ー ネット サ ー ビ ス
株式会社FGLグループ・ビジネスサービス	70百万円	100.00%	業 務 受 託 保 険 代 理
株式会社FGLグループ・マネジメントサービス	50百万円	100.00%	業 務 受 託
株式会社FGLリースアップ・ビジネスサービス	10百万円	100.00%	リ ー ス 満 了 事 務 受 託
Fuyo General Lease (USA) Inc.	10,000千米ドル	100.00%	フ ァ イ ナ ン ス
Fuyo General Lease (HK) Limited	10,000千香港ドル	100.00%	割 賦 ・ フ ァ イ ナ ン ス
	6,000千米ドル		
	3,745百万円		
Fuyo General Lease (Asia) Pte. Ltd.	39,070千米ドル	100.00% (0.08%)	割 賦 ・ フ ァ イ ナ ン ス
芙蓉綜合融資租賃（中国）有限公司	270,724千人民币元	100.00%	リ ー ス
FGL Aircraft Ireland Limited	7米ドル	100.00%	リ ー ス
FGL Aircraft USA Inc.	100米ドル	100.00%	リ ー ス

(注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合であり、内数として表示しております。

2. 上記の重要な子会社を含め、当社の連結子会社は81社、持分法適用会社は20社となっております。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

4. 芙蓉綜合融資租賃（中国）有限公司は、2025年12月に100,000千人民币元増資しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	450,915百万円
株式会社三井住友銀行	201,894
株式会社三菱UFJ銀行	192,858
農林中央金庫	163,960
三井住友信託銀行株式会社	152,632

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
 ② 発行済株式の総数 90,863,430株

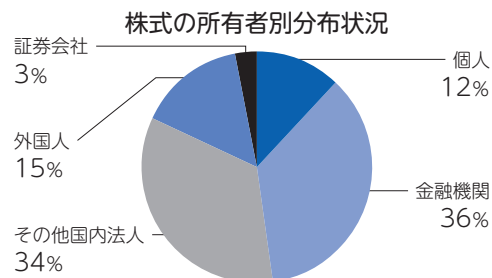
(注)2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数は90,863,430株となっております。また、本株式分割に伴い、発行可能株式総数を300,000,000株に変更いたしました。

- ③ 株主数 42,102名
 ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
ヒューリック株式会社	12,654,600株	13.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,119,800	8.9
明治安田生命保険相互会社	7,667,700	8.4
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託丸紅口再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	4,536,900	5.0
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,185,900	3.5
損害保険ジャパン株式会社	2,726,800	3.0
株式会社みずほ銀行	2,723,700	3.0
アズビル株式会社	2,450,000	2.7
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505223	1,250,638	1.4
株式会社ニチレイ	1,249,800	1.4

(注)持株比率は、自己株式(102,337株)を控除し、小数点第1位未満を四捨五入して、表示しております。自己株式には株式給付信託(BBT)が保有する当社株式は含まれておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役及び監査役に交付した株式の状況
 該当事項はありません。



(2) 会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況 (2026年3月31日現在)

地	位	氏名	重要な兼職の様況
取締役	会長	辻田 泰徳	
取締役	社長	織田 寛明	
(代表取締役)			
取締役	副社長	高田 桂治	
(代表取締役)			
取締役	副社長	岸田 勇輔	
(代表取締役)			
常務	取締役	高橋 博	
取締役	役	市川 秀夫	
取締役	役	山村 雅之	東京ガス株式会社社外取締役
取締役	役	松本 博子	学校法人女子美術大学理事 副学長 同大学研究所長
取締役	役	益 一 哉	国立研究開発法人産業技術総合研究所量子 ・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究 センター長
常勤	監査役	森川 仁人	
常勤	監査役	岡崎 友彦	
監査	査役	井本 裕	
監査	査役	大久保 英明	

- (注) 1. 取締役市川秀夫、取締役山村雅之、取締役松本博子、及び取締役益 一哉の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役井本 裕、及び監査役大久保英明の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役森川仁人氏は、当社財務部門において業務に従事したほか、豊富な業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役大久保英明氏は、現損害保険ジャパン株式会社の常務執行役員や、公益財団法人の業務執行理事CFOを歴任され、金融業務、保険業務等に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役市川秀夫、取締役山村雅之、取締役松本博子、及び取締役益 一哉の各氏並びに監査役井本 裕、及び監査役大久保英明の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 責任限定契約の内容の概要
各社外取締役及び各監査役と当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が規定する最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員等(※)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行につき行った行為又は不作為に起因して株主又は第三者から損害賠償請求された場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用その他の対応費用等が填補対象とされております。

但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

また、当該保険契約には免責金額の定めを設けており、当該免責金額までの損害については填補対象としないこととしております。なお、被保険者は当該保険に係る保険料を負担しておりません。

(※)当社執行役員、一部の主要子会社の取締役及び監査役並びに当社が取締役又は監査役として関連会社へ派遣する当社職員を含みます。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の執行役員の地位、担当は次のとおりであります。

地	位	氏	名	担	当
社 長	執 行 役 員	織 田	寛 明	会社業務全般	グループ監査部の所管業務
副 社 長	執 行 役 員	高 田	桂 治	<ビジネス部門統括> 金融法人部、流動化推進部、エリア営業推進部、西日本エリア営業推進部、国内営業部店の各所管業務	
副 社 長	執 行 役 員	岸 田	勇 輔	<財務統括、コーポレート部門統括、I R、C S V、情報管理統括、リスク統括、グループガバナンス統括、コンプライアンス統括> ビジネスプロセス・ITシステム改革プロジェクトチームの所管業務	
常 務	執 行 役 員	高 橋	博	グループ法務コンプライアンス部、コーポレート審査部、プロダクツ審査部、融資部の各所管業務	
専 務	執 行 役 員	権 田	正 樹	国内営業部店の各所管業務	
常 務	執 行 役 員	小 平	岳	国内営業部店の各所管業務	
常 務	執 行 役 員	大 坪	秀 行	業務統括・イノベーション推進部、システム企画部、システム推進部、戦略システム部、東京事務第一部、東京事務第二部、大阪事務部の各所管業務	
常 務	執 行 役 員	佐 々	木 幹	グローバルエネルギー事業部、サーキュラーエコノミー推進部、国内営業部店の各所管業務	
常 務	執 行 役 員	椎 葉	博 正	経営企画部、人事部、総務部の各所管業務	
常 務	執 行 役 員	本 下	裕 之	不動産企画部、不動産アセット統括部、不動産ソリューション部、国内営業部店の各所管業務	
常 務	執 行 役 員	飯 田	豊	ヘルスケアビジネス推進部、国内営業部店の各所管業務	

地	位	氏	名	担	当
常務執行役員		藤崎	眞理		モビリティビジネス推進部の所管業務
常務執行役員		富田	隆		事業管理部、財務部、財務企画部の各所管業務
常務執行役員		古田	雅也		国内営業部店の各所管業務
常務執行役員		下條	剛史		ビジネスクリエーション部、ビジネスソリューション部、グローバル戦略投資部、グローバルビジネス推進部の各所管業務
常務執行役員		阿部	智一		D X ・ マーケティング戦略部の所管業務
常務執行役員		鈴木	聡史		B P O ・ I C T 推進部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員		尾方	直美		物流ソリューション部の所管業務
常務執行役員		水田	泰志		国内営業部店の各所管業務
常務執行役員		白石	昌幸		航空機企画部、航空機トレーディング部、国内営業部店の各所管業務
執行役員		小林	教男		Fuyo General Lease(HK) Limited Managing Director Fuyo General Lease(Asia)Pte.Ltd. Managing Director Fuyo General Lease (Thailand)Co.,Ltd. Director & C.E.O
執行役員		村上	均		不動産リース営業第二部長
執行役員		小関	栄樹		金融法人部長
執行役員		足助	紀彦		コーポレート営業第一部長
執行役員		森田	明		東京営業第三部長
執行役員		三村	昇		コーポレート営業第三部長
執行役員		二井	清		東京営業第一部長
執行役員		古賀	陽一		ヘルスケアビジネス推進部長
執行役員		加藤	昌彦		ビジネスプロセス・ITシステム改革プロジェクトチーム長
執行役員		伊東	知弘		プロダクツ審査部長
執行役員		沢田	剛		福岡支店長
執行役員		渡辺	博志		ビジネスソリューション部長

8. 当事業年度末以降の執行役員の異動は、次のとおりであります。
- (1) 執行役員足助紀彦、執行役員三村 昇、及び執行役員小関栄樹の各氏は2026年4月1日付で常務執行役員に昇格いたしました。
- (2) 執行役員沢田 剛氏は、2026年4月1日付で不動産戦略投資部長に就任いたしました。
- (3) 渡邊敬介、庭野公秀、坂上孝史、岡本 啓、高荒康弘、及び綾野理佳の各氏は、2026年4月1日付で新たに執行役員に就任いたしました。
- (4) 常務執行役員古田雅也、執行役員村上 均、及び執行役員森田 明の各氏は、2026年3月31日付で退任いたしました。
9. 2026年4月1日付で、次の組織改編を行っております。
- (1) 「不動産ソリューション部」を「不動産戦略投資部」に、「不動産リース営業第二部」を「不動産ソリューション営業第一部」に、「不動産リース営業第一部」を「不動産ソリューション営業第二部」に、及び「不動産アセット統括部」を「不動産管理部」に改称いたしました。
- (2) 「エネルギービジネス統括部」、「リスク統括部」及び「監査役会室」を新設いたしました。
- (3) 「エリア営業推進部」と「西日本エリア営業推進部」を統合し、「エリア営業推進部」に組織改編いたしました。
10. 上記の人事異動及び組織改編に伴い、2026年5月21日現在の執行役員の地位、担当は次のとおりであります。

地	位	氏	名	担	当	
社	長	織	田	寛	明	会社業務全般 グループ監査部の所管業務
副	社	高	田	桂	治	<ビジネス部門統括> 金融法人部、流動化推進部、エリア営業推進部の各所管業務
副	社	岸	田	勇	輔	<財務統括、コーポレート部門統括、I R、C S V、情報管理統括、リスク部門統括、グループガバナンス統括、コンプライアンス統括> ビジネスプロセス・ITシステム改革プロジェクトチームの所管業務
常	務	高	橋		博	グループ法務コンプライアンス部、コーポレート審査部、プロダクツ審査部、融資部の各所管業務
専	務	権	田	正	樹	事業管理部の所管業務
常	務	小	平		岳	国内営業部店の各所管業務
常	務	大	坪	秀	行	業務統括・イノベーション推進部、システム企画部、戦略システム部、システム推進部、東京事務第一部、東京事務第二部、大阪事務部の各所管業務
常	務	佐	々	木	幹	サーキュラーエコノミー推進部、エネルギービジネス統括部、グローバルエネルギー事業部、国内営業部店の各所管業務
常	務	椎	葉	博	正	経営企画部、人事部、総務部の各所管業務
常	務	本	下	裕	之	不動産企画部、不動産管理部、不動産戦略投資部、国内営業部店の各所管業務
常	務	飯	田		豊	ヘルスケアビジネス推進部、国内営業部店の各所管業務

地	位	氏	名	担	当
常務執行役員		藤	崎 眞 理	財務部、財務企画部、国内営業部店の各所管業務	
常務執行役員		富	田 隆	リスク統括部の所管業務	
常務執行役員		下	條 剛 史	ビジネスクリエーション部、ビジネスソリューション部、グローバル戦略投資部、グローバルビジネス推進部の各所管業務	
常務執行役員		阿	部 智 一	DX・マーケティング戦略部の所管業務	
常務執行役員		鈴	木 聡 史	BPO・ICT推進部、国内営業部店の各所管業務	
常務執行役員		尾	方 直 美	物流ソリューション部の所管業務	
常務執行役員		水	田 泰 志	国内営業部店の各所管業務	
常務執行役員		白	石 昌 幸	航空機企画部、航空機トレーディング部、国内営業部店の各所管業務	
常務執行役員		足	助 紀 彦	国内営業部店の各所管業務	
常務執行役員		三	村 昇	モビリティビジネス推進部の所管業務	
常務執行役員		小	関 栄 樹	国内営業部店の各所管業務	
執行役員		小	林 教 男	Fuyo General Lease(HK) Limited Managing Director Fuyo General Lease(Asia)Pte.Ltd. Managing Director Fuyo General Lease (Thailand)Co.,Ltd. Director & C.E.O	
執行役員		二	井 清	東京営業第一部長	
執行役員		古	賀 陽 一 郎	ヘルスケアビジネス推進部長	
執行役員		加	藤 昌 彦	ビジネスプロセス・ITシステム改革プロジェクトチーム長	
執行役員		伊	東 知 弘	プロダクツ審査部長	
執行役員		沢	田 剛	不動産戦略投資部長	
執行役員		渡	辺 博 志	ビジネスソリューション部長	
執行役員		渡	邊 敬 介	ビジネスクリエーション部長	
執行役員		庭	野 公 秀	コーポレート営業第二部長	
執行役員		坂	上 孝 史	不動産ファイナンス営業部長	
執行役員		岡	本 啓	不動産ソリューション営業第一部長	
執行役員		高	荒 康 弘	BPO・ICT推進部長	
執行役員		綾	野 理 佳	グループ法務コンプライアンス部長	

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の決定方法を取締役会の決議により定めております。当社は、取締役の報酬と会社業績及び株主価値との連動性を高めることにより業績の向上及び株価上昇への意欲や士気を高め、「安定した業績と成長を確保し、企業価値を高めていく」という企業目標の達成を推進する報酬体系としております。取締役の個人別の報酬決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、固定報酬として支給する基本報酬の他に変動報酬として業績連動報酬及び株式報酬を導入しております。各報酬の割合につきましては、上場企業における平均的な割合を踏まえ、基本報酬1に対して変動報酬の割合を0.7とし、変動報酬の内訳は、業績連動報酬と株式報酬の割合を5：7とし、中長期インセンティブの比率を高めております。

基本報酬は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、当社従業員報酬や役員報酬の世間一般的な水準及び会社の経営状態を参考にして、役位に応じて個人別の基本報酬額を定めることの適切性・妥当性について、指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定しております。なお、基本報酬は、会社の業績その他の理由により、指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経たうえで取締役会の決議により臨時に減額することがあります。

業績連動報酬は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、役位に応じて基本報酬の年額相当額の26%～35%を基準額とし、当社が別途定める役員業績連動報酬規程に従い、支給日の前事業年度の会社の連結業績、各人の会社業績への貢献度、中長期的な経営課題等への取組状況等に応じて基準額の0～200%の範囲内において、指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経たうえで、取締役会の決議により支給額を決定しております。会社の連結業績等の適用指標に連動する部分（以下、「適用指標連動部分」という。）と取締役各人の個人評価を反映する部分（以下、「個人評価反映部分」という。）の2つで構成されており、役位別にその構成割合を定めております。「適用指標連動部分」は連結経常利益、連結ROA等より算定し、「個人評価反映部分」は担当所管業務の業績等及び定性評価により取締役社長がこれを決定しております。なお、業績連動報酬は、取締役が会社に対して多大な不利益を与えた場合や病気療養等などの事情により長期休職中の場合等は、減額又は不支給とすることがあります。

株式報酬は、「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board Benefit Trust））」を導入しており、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役会において決議された役員株式給付規程に基づき、取締役が受給要件を満たして退任した場合は、当該退任日に役位並びに任期に応じて本信託が取得した当社株式の給付を受ける権利を取得します。取締役が株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないものとしております。

業務執行を行わない社内取締役は基本報酬と株式報酬とし、取締役会議長を務める取締役には基本報酬とは別に議長手当を支給しております。監督職である社外取締役及び監査役につきましては、業績連動報酬や株式報酬の考え方が馴染みにくいため、固定報酬のみとしております。監査役についても会社の業績その他の理由により監査役の協議により臨時に減額することがあります。

これらの決定方針については当社の役員報酬規則等の規程類において規定され、これらの規程類に基づいて取締役の個人別の報酬等が決定されるものであり、また、具体的な決定にあたっては指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経るものであることから、当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容は、これに係る決定方針に沿うものと判断しております。

□. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月25日開催の第39期定時株主総会において基本報酬については年額360百万円以内、業績連動報酬（年次賞与）については年額140百万円以内（社外取締役を除く。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役1名）であります。取締役の株式報酬については2018年6月22日開催の第49期定時株主総会におきまして、3事業年度ごとを対象期間とする信託への拠出額の上限を360百万円（1事業年度あたり年額120百万円）とし、取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数（1ポイント＝当社普通株式1株に換算）は38,000ポイント以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名であります。なお、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で行った当社株式分割に伴う調整を行い、1事業年度あたりのポイント数は114,000ポイント以内となっております。

監査役の金銭報酬の額は2004年6月24日開催の第35期定時株主総会において月額8百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。また、当社は2026年6月23日開催の第57期定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役の報酬額改定の件」を上程しており、当該議案が可決承認されますと年額150百万円以内となります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては取締役の個人別の報酬額については、経営の最高責任者として各部門の業務活動を指導統制し、各部門を担当する取締役の評価を行う代表取締役社長 織田寛明が、取締役会決議に基づき、各取締役に支給する業績連動報酬の額及び支給時期に関する具体的内容の決定について委任を受けております。当該権限が適切に行使されるよう、業績連動報酬の評価方法の適切性及び算定された報酬額の適正性について指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経たうえで、取締役社長が各取締役に支給する業績連動報酬の額及び支給時期を決定するものであり、取締役会は、その決定内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものと判断しております。

二. 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の内訳			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	339百万円 (52百万円)	222百万円 (52百万円)	46百万円 (一)	70百万円 (一)	10人 (5人)
監査役 (うち社外監査役)	64百万円 (24百万円)	64百万円 (24百万円)	— (一)	— (一)	5人 (3人)

(注) 1. 業績連動報酬の算定方法等

現中期経営計画期間における業績連動報酬等の額の算定の基礎となる指標は、中期経営計画「Fuyo Shared Value 2026」の達成に向け、重要な業績評価指標となる財務項目と環境、人的資本投資の非財務項目に区分したうえ、以下のとおり設定しております。

[業績連動報酬に係る指標]

業績連動報酬に係る指標と計画値、実績値及び目標値		2026年3月期 計画値	2026年3月期 実績値	2027年3月期 目標値
財務 項目	連結経常利益	702億円	382億円	750億円
	連結ROA	2.3%	1.2%	2.5%
	連結自己資本比率	13.2%	13.1%	13%~15%
	連結ROE	10%以上	4.4%	10%以上
非財務 項目	脱炭素推進に向けた 資金投下額 (単体)	累計2,260億円	累計3,208億円	累計 2,260億円
	人材育成関連費用 (単体)	2021年度対比 263%	2021年度対比 310%	2021年度対比 300%

※連結経常利益、連結ROA、連結自己資本比率は、目標値対比達成率及び前年同期比率の組み合わせにより算定します。連結ROEは達成時100%とし、未達成の場合は目標値に対する実績値の割合で算定します。非財務項目は目標値対比達成率で算定します。2027年3月期目標値に向けて、各年度ごとに計画値を設定のうえ（連結ROEを除く。）、その計画値をもとに各年度の業績連動報酬を算定します。なお、連結ROEについては各年度、2027年3月期目標値をもとに算定します。

[業績連動報酬の算定方法]

業績連動報酬額＝役位ごとの支給基準額×業績連動支給係数

※業績連動支給係数は上記重要な業績評価指標各々の計画対比達成率及び前年同期対比率の組み合わせにより算定し、0~200%の範囲内において、指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経たうえで、取締役会の決議により決定しております。なお、専務以下の取締役については担当所管業務の業績等及び定性評価を加味し、取締役社長が決定した個人評価も反映しております。

2. 非金銭報酬の内容等

非金銭報酬等は株式報酬として株式給付信託（BBT）を導入しており、役員株式給付規程に従い、原則として取締役の退任時に信託を通じて当社株式を給付します。給付される株式数は任期ごと（原則として株主総会日ごと。）に付与された役位ポイント数（1ポイント＝当社普通株式1株に換算）の合計となります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

- A. 重要な兼職の状況は、「①取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）」に記載のとおりであります。
- B. 当社と重要な兼職先各社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	市川秀夫	取締役会に12回開催中11回出席し、我が国を代表する企業の代表取締役としての豊富な経験などを踏まえ、幅広い見地から議案に対し適宜質問、助言を行っております。 また、指名・報酬等諮問委員会に4回開催中4回出席し、役員の指名及び報酬等に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
取締役	山村雅之	取締役会に12回開催中11回出席し、我が国を代表する企業の代表取締役としての豊富な経験などを踏まえ、幅広い見地から議案に対し適宜質問、助言を行っております。 また、指名・報酬等諮問委員会に4回開催中4回出席し、役員の指名及び報酬等に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
取締役	松本博子	取締役会に12回開催中10回出席し、大学の副学長・教授としての豊富な経験などを踏まえ、幅広い見地から議案に対し適宜質問、助言を行っております。 また、指名・報酬等諮問委員会に4回開催中4回出席し、役員の指名及び報酬等に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
取締役	益一哉	取締役会に10回開催中10回出席し、大学の学長及び我が国を代表する公的研究機関のセンター長としての豊富な経験などを踏まえ、幅広い見地から議案に対し適宜質問、助言を行っております。 また、指名・報酬等諮問委員会に3回開催中3回出席し、役員の指名及び報酬等に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
監査役	井本裕	取締役会に12回開催中12回出席、監査役会に13回開催中13回出席し、国際金融専門銀行の監査役としての豊富な経験・知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	大久保英明	取締役会に10回開催中10回出席、監査役会に10回開催中10回出席し、我が国を代表する損害保険会社の常務執行役員としての豊富な経験・知見に基づき、適宜発言を行っております。

(注) 取締役益一哉、監査役大久保英明の2氏は、2025年6月24日付で就任したため、他の取締役及び監査役と出席対象となる取締役会、監査役会及び指名・報酬等諮問委員会の回数が異なります。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

市川秀夫、山村雅之、松本博子及び益一哉の各氏からは、取締役会及び指名・報酬等諮問委員会において、経営陣・主要な株主から独立した立場で、事業環境・リスク判断等の観点から当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に資する適切な助言をいただいております。

〈ご参考〉 1. コーポレートガバナンスへの取組

(1) 基本的な考え方

当社グループは、株主、顧客、従業員、地域社会など様々なステークホルダーとの関係を重視し、当社グループの「ミッション／ビジョン／バリュー」のもと、2022年度～2026年度の中期経営計画「Fuyo Shared Value 2026」に掲げる経営目標を実現するために、誠実かつ公正な企業活動を遂行することがコーポレートガバナンスの基本であり、最も重要な課題であると考えております。

当社は、コーポレートガバナンスの枠組及び運営方針等を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を取締役会の決議により制定し、これに則った企業活動を行っております。

(2) コーポレートガバナンス体制

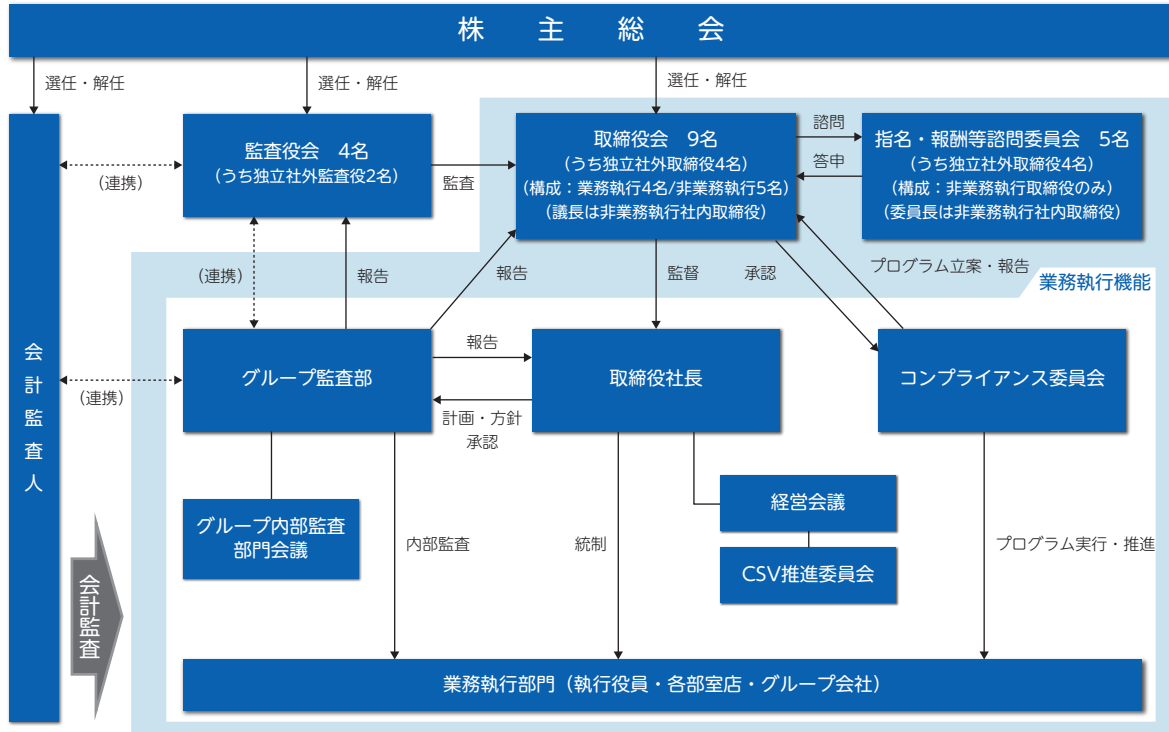
当社は、監査役会設置会社の形態を採用しております。監査役は内部監査部門及び内部統制部門と密接に連携して監査を行っており、独立社外監査役を2名設置しております。

また、当社は、外部的視点から業務執行に対する監督及び助言を得るべく独立社外取締役を4名設置しており、当社の取締役会の構成は業務執行取締役以外の取締役5名と業務執行取締役4名となっております。さらに、取締役会議長は業務執行取締役以外の取締役から選定することとし、現在は取締役会長が議長を務めております。

加えて、当社は、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役全員と業務執行取締役以外の社内取締役1名により構成する「指名・報酬等諮問委員会」を設置しております。同委員会では、取締役・監査役の候補者選定・解任、取締役の報酬、取締役社長（社長執行役員）の後継者計画、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の改正、取締役会全体の実効性に関する分析・評価等について審議し取締役会に対し答申しており、恣意性を排除するとともに透明性の高い経営体制としております。こうした体制とすることにより、当社は、取締役会の監督機能の一層の向上を図っております。

さらに当社は、経営の監督機能と業務執行との分離により、意思決定のスピードアップと経営効率を高めるため、執行役員制度を導入しております。当社のコーポレートガバナンス体制の全体像はコーポレートガバナンス体制図のとおりとなります。

コーポレートガバナンス体制図



※上記体制図は、2026年3月31日時点の体制を記載しております。

第2号議案及び第3号議案ご承認後の監査役会の構成は、独立社外監査役3名を含む監査役5名となります。

2. 持続可能な価値創造を支える体制

当社グループはC S V（※）の考え方を経営の軸と位置付け、事業を通じてSDGsに代表される社会課題を解決することで、持続可能な社会の構築と企業としての持続的な成長の両立を目指しております。

「持続的な価値創造を支える体制にかかる基本方針」で基本的な考え方を定めるとともに、グループ横断的にCSVを推進するため2020年に「CSV推進委員会」を設立し、非財務面の指標・目標の策定、その推進にかかるモニタリング等を行っております。

※ C S V（Creating Shared Value）：共有価値の創造。事業活動を通じ、社会価値と企業価値を同時に追求、両立させることを目指す経営の考え方。



3. 人材投資に関する考え方

当社グループは、「人」すなわち社員が当社グループの持続的な価値創造を支える基盤であり、最大の財産であると考え、積極的な人材投資を行っております。

[人材投資の3つの柱]

- ・ 事業領域の多様化、高度化に対応する「戦略的人材育成」
- ・ 多様な個性や才能、能力が最大限発揮できる「ダイバーシティ&インクルージョン」
- ・ 健康で生き生きと働ける職場環境の整備、「健康経営、ワークライフバランス」

このうち、戦略的人材育成では、語学やDXなど全ての事業領域において付加価値の創出を底上げするスキルの教育や自己啓発プログラムを拡充しています。

ダイバーシティ&インクルージョンでは、育児・介護セミナーの開催、男性育休や年次有給休暇の取得推進、多様なキャリア・ロールモデルに触れる機会、面談による個別支援等により、性別に捉われず誰もがライフと仕事の調和を図り能力を発揮できる環境づくりに取り組んでいます。また健康経営では、女性特有の健康課題等への取り組みとして、婦人科検診受診費用の補助や女性医師や産業保健師による定期的な個別相談も開催しております。

4. 気候変動問題と再生可能エネルギーへの対応

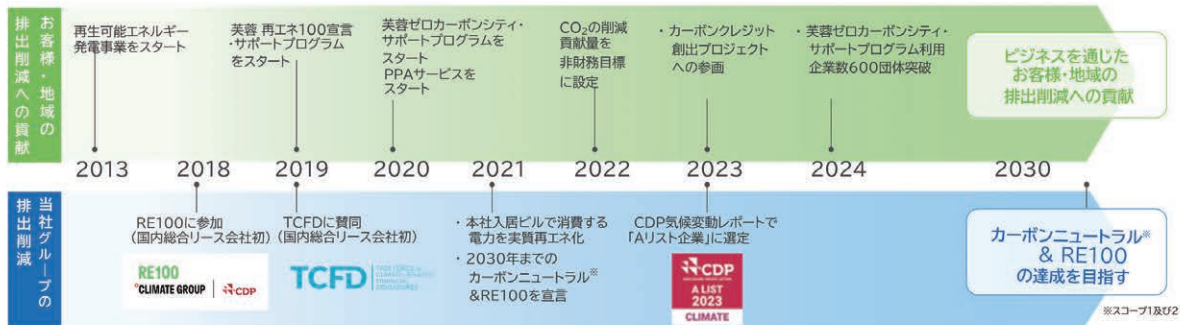
(1) 気候変動問題に対する当社グループの認識

当社グループは、気候変動がもたらすリスクと機会への対応が重要と認識し、2019年に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同し、2022年よりこれらリスクと機会が業績や財務面に与える影響の分析及び情報開示を実施しております。当社グループの脱炭素化へ取り組むとともに、ビジネスソリューションの提供を通じてお客様・社会の脱炭素化を推進していくこととし、「脱炭素社会実現への貢献」を重要な取組課題（マテリアリティ）の一つに掲げております。

(2) 温室効果ガス排出削減に向けた取組

当社グループは2018年に国内総合リース会社として初めて「RE100」に参加しました。2021年にカーボンニュートラル宣言を公表し、当社グループが排出するCO₂（スコープ1及び2）を2030年までに実質ゼロにすることを目標に掲げ、オフィススペース消費電力の再生可能エネルギー化等を進めております。

さらに、お客様や社会の温室効果ガス排出削減に向けて、再生可能エネルギー発電事業への取組を拡大するとともに、お客様の脱炭素に資する製品・物件等を対象にした芙蓉ゼロカーボンシティ・サポートプログラム等を推進しております。中期経営計画においては、脱炭素推進に向けた資金投下額を5年間累計で3,000億円、2026年度におけるCO₂の排出量削減貢献を年間50万t-CO₂/年とすることを非財務目標に設定して取り組んでおりましたが、ともに1年前倒し、2025年度に達成しております。



連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,412,466	流 動 負 債	1,654,323
現 金 及 び 預 金	79,950	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	46,457
割 賦 債 権	57,904	短 期 借 入 金	598,425
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	871,432	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	81,600
営 業 貸 付 金	498,982	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	528,503
そ の 他 の 営 業 貸 付 債 権	147,751	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	292,000
営 業 投 資 有 価 証 券	590,745	債 権 流 動 化 に 伴 う 支 払 債 務	9,600
そ の 他 の 営 業 資 産	25,485	1 年 内 支 払 予 定 の 債 権 流 動 化 に 伴 う 長 期 支 払 債 務	3,673
賃 貸 料 等 未 収 入 金	36,725	リ ー ス 債 務	4,092
そ の 他	105,964	未 払 法 人 税 等	14,114
貸 倒 引 当 金	△2,475	割 賦 未 実 現 利 益	1,662
固 定 資 産	1,431,095	賞 与 引 当 金	3,865
有 形 固 定 資 産	1,120,948	役 員 賞 与 引 当 金	291
賃 貸 資 産	1,074,174	役 員 株 式 給 付 引 当 金	66
賃 貸 資 産 前 渡 金	43,448	債 務 保 証 損 失 引 当 金	601
そ の 他 の 営 業 資 産	30,064	そ の 他	69,369
社 用 資 産	16,709	固 定 負 債	1,621,092
無 形 固 定 資 産	69,503	社 長 期 借 入 金	414,323
賃 貸 資 産	93	債 権 流 動 化 に 伴 う 長 期 支 払 債 務	1,071,126
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	69,409	リ ー ス 債 務	26
の れ ん	36,948	繰 延 税 金 負 債	40,344
そ の 他	32,461	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,913
投 資 そ の 他 の 資 産	240,643	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	300
投 資 有 価 証 券	193,030	役 員 株 式 給 付 引 当 金	1,060
破 産 更 生 債 権 等	1,867	メ ン テ ナ ンス 引 当 金	3,998
退 職 給 付 に 係 る 資 産	4,617	債 務 保 証 損 失 引 当 金	196
繰 延 税 金 資 産	6,948	資 産 除 去 債 務	6,194
そ の 他	34,182	そ の 他	73,249
貸 倒 引 当 金	△3	負 債 合 計	3,275,416
繰 延 資 産	163	純 資 産 の 部	
創 立 費	1	株 主 資 本	391,259
開 業 費	161	資 本 金	10,532
資 産 合 計	3,843,725	資 本 剰 余 金	1,887
		利 益 剰 余 金	380,676
		自 己 株	△1,836
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	111,623
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	77,192
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△15,161
		為 替 換 算 調 整 勘 定	49,218
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	374
		新 株 予 約 権	131
		非 支 配 株 主 持 分	65,295
		純 資 産 合 計	568,309
		負 債 純 資 産 合 計	3,843,725

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売 上			788,669
売 上			685,445
販 費			103,223
営 業			62,680
営 業			40,542
受 取		426	息
受 取		3,734	金
投 資		122	益
償 却		127	益
貸 倒		1,143	額
そ の 他		589	他
営 業			6,142
支 社		4,320	息
為 替		43	費
投 資		1,076	損
分 法		597	額
に よ る		459	失
の 常 利		1,737	他
特 別		201	益
特 別			38,249
投 資		1,424	益
の 有 価		1,040	金
取 損		100	他
の 損 害		88	2,654
特 別			
投 資		238	損
減 有 価		347	損
固 定		255	損
シ ス テ ム		28	損
障 害		62	用
調 整			933
前 当 期			39,970
税 金 等		23,397	税
法 人 税		△8,276	額
法 人 税			15,120
当 期			24,849
非 支 配			3,283
親 会 社			21,565

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,680,999	流 動 負 債	1,157,129
現 金 及 び 預 金	11,960	支 払 手 形	760
割 賦 債 権	29,319	買 掛 金	8,542
リ ー ス 債	104,980	短 期 借 入 金	353,881
営 業 貸 付 金	335,664	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	80,000
そ の 他 の 営 業 貸 付 債 権	73,499	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	454,509
営 業 投 資 有 価 証 券	562,871	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	213,000
そ の 他 の 有 価 証 券	21,922	債 権 流 動 化 に 伴 う 支 払 債 務	9,600
賃 貸 料 等 未 収 入 金	4,689	1 年 内 支 払 予 定 の 債 権 流 動 化 に 伴 う 長 期 支 払 債 務	2,165
前 払 費 用	5,507	リ ー ス 債	1,746
未 収 取 益	3,567	未 払 金	1,653
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	211,550	未 払 法 人 税 等	6,046
そ の 他 の 割 賦 債 権	24,638	未 償 還 貸 料 等 前 受 金	5,990
貸 倒 引 当 金	△536	前 割 賦 受 取 利 益	6,569
固 定 資 産	1,234,864	前 割 賦 未 実 引 当 金	1,251
有 形 固 定 資 産	612,737	役 員 賞 与 引 当 金	646
賃 貸 資 産	611,623	役 員 株 式 給 付 引 当 金	1,743
賃 貸 資 産 前 渡 金	568,309	そ の 他 の 債 務 保 証 損 失 引 当 金	216
社 用 資 産	1,114	固 定 負 債	1,421,136
建 設 費	838	社 長 借 入 金	411,523
器 具 備 品	228	債 権 流 動 化 に 伴 う 長 期 支 払 債 務	896,689
土 地	6	一 般 債	20,050
リ ー ス 賃 借 資 産	40	繰 上 償 還 債	15
無 形 固 定 資 産	3,338	繰 上 償 還 債 引 当 金	22,306
賃 貸 資 産	94	退 職 給 付 引 当 金	7
賃 貸 資 産	94	職 員 株 式 給 付 引 当 金	1,060
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3,243	役 員 債 務 保 証 損 失 引 当 金	85
借 入 債 権	49	預 借 引 当 金	65,938
ソ フ ト ウ ェ ー ア	3,158	資 産 除 去 債	3,182
電 話 加 入 権	35	そ の 他 の 債 務	276
投 資 そ の 他 の 資 産	618,788	負 債 の 合 計	2,578,265
投 資 有 価 証 券	127,672	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	309,918	株 主 資 本	270,058
そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券	50,049	資 本 剰 余 金	10,532
従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金	2	資 本 準 備 金	10,416
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	100,373	利 益 剰 余 金	250,643
破 産 更 生 債 権 等	1,865	利 益 準 備 金	10
長 期 前 払 費 用	1,141	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	250,633
前 払 年 金 費 用	3,319	オ ー プ ィ ン ノ ベ ー シ ョ ン 促 進 積 立 金	87
差 入 保 証 金	24,041	別 途 積 立 金	135,979
そ の 他 の 金	453	繰 上 償 還 債 引 当 金	114,567
貸 倒 引 当 金	△50	自 己 株 式 等	△1,534
資 産 合 計	2,915,864	評 価 ・ 換 算 差 額 等	67,409
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金 益	76,688
		繰 上 償 還 債 引 当 金	△9,279
		新 株 予 約 権	131
		純 資 産 合 計	337,598
		負 債 純 資 産 合 計	2,915,864

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金	額
売	り	上	ス	売	高	高	394,957	
	割	一	賦	上	上	高	19,226	
	フ	ァ	ィ	ナ	ス	収	42,913	
	そ	の	他	の	売	上	5,590	462,688
売	り	上	一	原	価	価	355,547	
	割	の	賦	ス	原	価	18,416	
	資	の	金	の	原	価	26,033	
	そ	上	他	の	売	上	26,348	426,345
販	売	費	及	び	一	般		36,343
営	業	業	外	取	収	利		24,747
	受	取	取	配	合	運	54	11,595
	投	資	事	業	組	当	8,179	
	償	却	債	権	の	立	122	
営	業	業	外	取	収	利	0	
	支	債	外	取	収	利	154	8,510
	社	債	外	取	収	利		
	為	替	外	取	収	利	4,285	
	投	資	事	業	組	合	43	
	そ	定	常	利	益	差	900	
	経	常	利	益	差	運	597	
特	投	資	有	価	証	券	9	5,837
特	投	資	有	価	証	券		
	関	係	有	価	証	券		
	固	定	資	産	株	式		
	税	引	前	当	期	純		
	法	人	税	、	住	民		
	法	人	税	等	税	及		
	当	期	純	利	事	業		
					整	額	12,727	15,081
					調	益	△7,506	5,220
					利	益		9,860

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

芙蓉総合リース株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	小澤裕治
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	西田裕志
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	中桐徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、芙蓉総合リース株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、芙蓉総合リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

芙蓉総合リース株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	小澤裕治
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	西田裕志
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	中桐徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、芙蓉総合リース株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査計画（監査方針、監査実施計画、職務分担）並びに重点監査項目等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門であるグループ監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議にインターネット経由によるウェブ会議システムも活用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類や重要な会議の議事録等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、国内子会社については、子会社の取締役及び監査役その他使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。海外子会社については、海外子会社の取締役及び使用人から必要に応じて事業の報告を受け、経営管理の状況を把握しました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

芙蓉総合リース株式会社 監査役会

常勤監査役 森 川 仁 人 ㊟

常勤監査役 岡 崎 友 彦 ㊟

社外監査役 井 本 裕 ㊟

社外監査役 大 久 保 英 明 ㊟

以 上

株主優待制度
のご案内

株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、
株主優待制度を実施しております。

対象株主様	贈呈時期	優待内容 (どちらかの優待品をご選択)	保有継続期間
毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された300株以上保有していただいている株主様	毎年6月 (当社定時株主総会後の発送を予定)	1 図書カード 又は 2 カタログギフト	A. 2年未満 3,000円相当の優待品 B. 2年以上 5,000円相当の優待品

(注1) 2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で実施した株式分割に伴ない、2026年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様に対する優待から、贈呈基準を「100株以上」から「300株以上」とさせていただきます。

(注2) あらかじめ定められた期間内に優待品をご選択いただけない場合、当社が選定した優待品をお届けいたします。

※ 保有継続期間2年以上の確認は、毎年3月31日及び9月30日の当社株主名簿に、同一株主番号で継続して5回以上記載又は記録された対象株主様といたします。

A. 保有継続期間：2年未満 = 3,000円相当の優待品

1 図書カード 又は 2 カタログギフト

お好きな方をお選びいただけます!



B. 保有継続期間：2年以上 = 5,000円相当の優待品

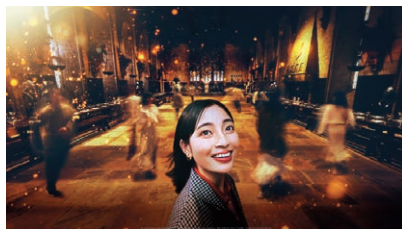
1 図書カード 又は 2 カタログギフト

お好きな方をお選びいただけます!



*B.保有継続期間2年以上の株主様に贈呈するカタログギフトにて、「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京」又は「神戸須磨シーワールド」の入場チケットを優待品としてご選択いただけます。

ワーナー ブラザース スタジオツアー東京・メイキング・オブ・ハリイ・ポッター



神戸須磨シーワールド



All characters and elements © & ™ Warner Bros. Entertainment Inc. WB SHIELD: © & ™ WBEL Publishing Rights © JKR.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区麹町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階 「ベルサール半蔵門」



最寄駅 東京メトロ 半蔵門線 「半蔵門駅」 3b出口 直結

有楽町線 「麹町駅」 3番出口 徒歩約5分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

アクセス

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。